

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年4月25日（平成29年（行情）諮問第159号）

答申日：平成30年7月26日（平成30年度（行情）答申第192号）

事件名：特定の銃に関する特定法人会員による自主規制の理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる①ないし④の事項（以下「①ないし④の事項」という。）についての記載がある文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月27日付け20161222公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 特定年月日 さいたま新都心合同庁舎1号館で経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課（以下「産業課」という。）主催の猟銃等保安対策講習会（以下「講習会」という。）で配布された資料（特定法人（経済産業省外郭団体））には銃刀法に規制のないボルトライフル銃（配布資料添付：このボルトライフル銃指摘のためハイライトしてある）（添付略）の輸入を自己規制している、とある。自己規制の内容を知りたい。

特定法人の意見が銃刀法に反映することは法治主義をとる日本ではあってはならない。

- (2) 審査請求人は、特定許可を取得し、海外からの猟銃輸入許可申請を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課（以下「審査課」という。）審査業務第四班に提出している。担当者よりの指示では、銃刀法に適合している猟銃であれば輸入許可を承認すると、言っている。

1月24日送付した行政不服審査法による再審査請求に添付した特定年月日に産業課主催の講習会で配布された資料（特定法人—このホームページには経済産業省の外郭団体とある）には、銃刀法に適合したボルトライフル銃（配布資料添付：このボルトライフル銃指摘のためハイライトしてある）（添付略）の輸入を自己規制している、とある。

この自己規制が審査課に審査請求人が提出する猟銃輸入承認審査に影響するか、問い合わせる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していないため、平成28年12月27日付けで不開示とする原処分を行った。

なお、原処分においては、「不開示決定した行政文書の名称等」として、本件開示請求書の「開示する行政文書の名称等」の欄のとおり記載されているが、その趣旨は、正確には、本件開示請求書の「開示する行政文書の名称等」に記載された①ないし④の事項について記載のある文書を本件対象文書として特定し、これらの文書について、保有していないとの理由で不開示決定をしたものである。

2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書に該当する行政文書を改めて特定し開示することを求めているので、経済産業省での本件対象文書の保有の有無について、以下、具体的に検討する。

(1) 特定すべき本件対象文書

本件対象文書は、特定年月日に、経済産業省関東経済産業局で開催された講習会において配布された、特定法人が作成した資料（以下「特定資料」という。）のうち、特定法人会員が輸入の自主規制をしているライフル銃に関して、①ないし④の事項についての記載がある文書である。

審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」は特定のポルトライフル銃の輸入についての特定法人による自主規制の内容を知りたいというのであって、③及び④の事項についての記載がある行政文書の開示を請求しているように解される。また、補正書の「審査請求の趣旨及び理由」には、「この自己規制が開示請求者が提出する猟銃輸入許可承認審査に影響するか、問い合わせる」とあり、③及び④の事項についての記載がある行政文書の開示を請求しているように解される。しかし、これらの記載は開示請求書記載の対象文書の範囲を縮小するものであるか明確ではないから、開示請求書の記載が維持されているものと善解して、①ないし④の事項についての記載がある行政文書の全部が本件対象文書であると広く解したものである。

(2) 本件対象文書の保有の有無

①ないし④の事項は、いずれも、特定法人が独自に作成した資料の内容又は特定法人の独自の活動等に係るものである。審査請求人が主張する特定法人による自主規制とは、特定法人が、国内における猟銃の流通の状況を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）

による規制の対象となる可能性の高い銃を独自に判断し、会員企業等に周知することで、誤って国内で流通できない銃を事業者が輸入してしまうことを防ぐ目的で自主規制を策定しているものである。これは特定法人による独自の取組であることから、経済産業省では、これらの事項についての記載がある文書は、作成も取得もしておらず保有していない。

また、本件開示請求及び本件審査請求を受けて、講習会の担当である産業課において、執務室内、文書庫内、情報システムの共有フォルダ内を丹念に探索したが、本件対象文書に該当する行政文書又はその存在をうかがわせる行政文書は見つからなかった。

これらのことから、本件対象文書に該当する行政文書を、作成も取得もしておらず保有していないため、不開示とした原処分は妥当である。

なお、審査請求人が、審査請求書及びその補正書で主張するその他の主張は、上記検討結果を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月29日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ④ | 平成30年7月10日 | 審議 |
| ⑤ | 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる①ないし④の事項についての記載がある文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求について、本件開示請求書の「開示する行政文書の名称等」の欄の文言の趣旨が不明確であったため、処分庁が審査請求人に電話で確認したところ、審査請求人から①ないし④の事項が分かる

文書の開示を求める旨の説明を受けたため、諮問庁は、①ないし④の事項について記載がある文書の開示を求めるものであると解し、本件対象文書を特定した。

イ 平成28年3月に武器等製造法施行令の一部改正を行ったため、その機会を捉えて、全国9箇所で武器等製造法の解説、武器等製造法施行令の改正概要の周知、猟銃に係る事故等の概要の紹介、業界の取組の紹介等を行うため、産業課の主催で講習会を実施した。当該講習会では、特定法人の担当者による講習も行われ、特定資料が配布された。

ウ ①ないし④の事項は、いずれも、当該講習会で配布された、特定法人が独自に作成した特定資料の内容に係るものである。経済産業省は、特定法人による自主規制を含め、特定資料の内容に係る①ないし④の事項に関して、相談、説明及び資料の提供は受けておらず、本件対象文書は作成も取得もしていない。

エ 本件開示請求を受け、経済産業省の関係部署において書架・書庫及び情報システムの共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会に審査請求人が提出した特定資料及び諮問庁から提示を受けた、経済産業省が作成し講習会で配布した資料の内容を確認したところ、①ないし④の事項は、いずれも、特定法人が独自に作成した資料の内容に係るものであり、経済産業省は①ないし④の事項に関して、相談、説明及び資料の提供は受けていないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

「特定年月日 関東経済産業局 さいたま新都心合同庁舎1号館で開催された経済産業省 製造産業局 航空機武器宇宙産業課主催の猟銃等保安対策講習会開催要領資料の中で、経済産業省の外郭団体 特定法人の資料で特定法人会員が自主規制している輸入ライフル銃例のライフル銃（コピー添付）（添付略）がある。

- ① コピーより推測すると、全長93.9cm以上、銃身長48.8cm以上、口径10.5mm以内、弾倉は着脱式弾倉5発となり、銃刀法の規制範囲に当たらない。
- ② 添付したコピー上の銃の名称を知りたい。
- ③ 自主規制の理由を知りたい。
- ④ 特定法人会員でない猟銃販売業者もこの自主規制に従うべきなのか？」